

京 都 大 学 技 術 支 援 企 画 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学技術支援企画委員会要項 (令和4年10月11日総長裁定)</p>	
<p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>研究担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 人事担当の理事</p> <p>(3) 財務担当の理事</p> <p>(4) 人事部長</p> <p>(5) 研究推進部長</p> <p>(6) その他担当理事が指名する者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>(1) <u>企画・調整担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2)]</p> <p>(3)]</p> <p>(4)] (同 左)</p> <p>(5)]</p> <p>(6)]</p> <p>2・3]</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年5月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和6年5月27日から実施し、令和6年4月1日から適用する。</p>
<p>京都大学研究連携基盤要項 (平成27年3月25日総長裁定)</p>	
<p>第4 基盤に、その運営に関する重要事項を審議するため、基盤運営委員会を置く。</p> <p>2 基盤運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事 若干名</p> <p>(2) 基盤長</p> <p>(3) 研究所等の長</p> <p>(4) 研究科長 3名</p> <p>(5) 学際融合教育研究推進センター長</p> <p>(6) 南西地区共通事務部長</p> <p>(7) その他基盤長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4]</p> <p>2] (同 左)</p> <p>(1) 総長が指名する理事又は<u>副学長</u> 若干名</p> <p>(2)]</p> <p>(3)]</p> <p>(4)]</p> <p>(5)] (同 左)</p> <p>(6)]</p> <p>(7)]</p> <p>3]</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年5月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和6年5月27日から実施し、令和6年4月1日から適用する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学学術研究展開センター規程 (令和4年9月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、本学の研究者の研究活動を活性化し、本学の研究力の向上を図るため、<u>研究担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）の下に、研究活動の企画及びマネジメント、研究成果の活用等の多様な研究支援活動並びにそれに関連する業務を主体的かつ創造的に遂行する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、本学の研究者の研究活動を活性化し、本学の研究力の向上を図るため、<u>研究推進担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）の下に、研究活動の企画及びマネジメント、研究成果の活用等の多様な研究支援活動並びにそれに関連する業務を主体的かつ創造的に遂行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年5月総長裁定）</p> <p>この要項は、令和6年5月27日から実施し、令和6年4月1日から適用する。</p>